

佐世保市監査委員公表第6号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

市民生活部 分

令和8年3月10日

佐世保市監査委員 官 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



7コ協第753号
令和8年3月9日

佐世保市監査委員

宮崎祐輔様
赤瀬隆彦様
井上友子様

佐世保市長 宮島大



監査結果に対する措置について（通知）

令和8年1月27日付、佐世保市監査委員報告第27号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以上

佐世保市監査事務局
令和8年3月9日
第 号

措置通知書

市民生活部 日宇支所

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 職員駐車場用地賃貸借料において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。</p>	<p>今回指摘があっている事案は、会計年度任用職員1名の職員駐車場賃貸借料1ヶ月分が納期限から20日を超えて納付され、本来ならば督促状を発すべきところ、これを怠っていたものです。</p> <p>財務規則は認識しておりましたが、これまで納期限を過ぎての納付は一度もなかったこともあり、当該職員との信頼関係の中で定期的な納付状況の確認・督促状発送といった債権管理の措置を怠っておりました。</p> <p>今回の指摘を受け、令和7年10月納付分から毎月の給与明細交付時に領収書の確認及び財務システムでの納付状況確認を行っております。また、令和8年1月30日に当支所内職員にメールで財務規則及び支所債権管理マニュアルの共有を行いました。</p> <p>今後は、改めて支所債権管理マニュアルに沿った適正な執行に努めます。</p>

措置通知書

市民生活部 江上支所

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 佐世保市財務規則第178条（同規則第165条の規定を準用）後段ただし書の要件に該当しないにもかかわらず、同条で規定されている予定価格を記載した書面の作成を省略していた。</p>	<p>予算編成時と契約事務実施時において、仕様内容が変わったため、本来であれば契約締結前に予定価格調書や執行伺等によって予定価格を設定すべきでしたが、財務規則等の認識不足により、契約締結前に予定価格調書の作成を省略していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け、令和8年1月21日に、当支所内職員で、契約事務における予定価格に関する関係規定を確認し、どこに不備があったか再確認を行いました。併せて、契約事務全般について庶務担当者実務研修資料等の再確認を行うとともに、令和8年1月27日の契約課主催「定期監査で指摘の多い事項に関する説明会」を受講し、意識向上を図りました。</p> <p>さらに今後は、財務規則等の関係法令や、契約事務チェックシートによる確認を徹底するよう周知しました。</p>

措置通知書

市民生活部 日宇地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。</p>	<p>今回指摘のあった体育室管理業務委託契約について、基幹要綱の改正また、令和7年3月26日付、契約課長通知「業者登録を必要としない業者についても認識がありませんでした。</p> <p>その結果、別紙「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を添付していなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、添付漏れのあった「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、令和7年10月30日に契約締結の書類に添付しました。</p> <p>また、令和8年1月27日の契約課の研修に参加し、基幹要綱を再度確認しました。</p> <p>今後、事務処理に関する変更、改正等の通知があった場合は、詳細な内容把握の確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p>

措置通知書

市民生活部 針尾地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。</p>	<p>今回指摘のあった体育室管理業務委託契約については、自治協議会との契約であるため、「業者」という認識がなかったものです。</p> <p>また、基幹要綱等の改正通知にある「登録外業者の取扱いに関しての見直し」について認識しておらず、令和7年3月26日付契約課長通知「業者登録を必要としない業者について」も確認不足でした。</p> <p>今回の指摘を受け、添付漏れのあった「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、令和7年11月6日に契約締結の書類に添付しました。</p> <p>この他、令和8年1月27日の契約課の研修に参加し、基幹要綱等について改めて確認しました。</p> <p>今後、事務処理に関する変更、改正等が行われた場合には、詳細な内容把握の確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p>

措置通知書

市民生活部 江上地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 行政財産目的外使用料において、佐世保市財務規則第66条の2ただし書きで「…債権金額が年額で定められているものにあつては4月30日以前の日を、…納期限と定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が4月30日より後の日付になっていた。</p> <p>2. 契約事務</p> <p>① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。</p>	<p>今回指摘のあった行政財産目的外使用料について、通常許可期間は1年ですが、電柱やガス管等は3年間まで許可が可能のため、令和5年度～7年度までの3年間の許可としていたものです。その際、2年目、3年目の調定等の処理が必要ですが4月1日の人事異動による職員の変更もあったため、事務処理の認識不足により、調定及び納入通知を行っていませんでした。</p> <p>今後は、年度末から年度当初の契約関係の書類と調定処理を確認するとともに、人事異動による事務処理漏れを防ぐために、複数人による内容確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p> <p>今回指摘のあった体育室管理業務委託契約について、地域住民（認可地縁団体）との契約であるため、「業者」という認識がなく、さらに契約事務に関する基幹要綱の改正通知にある「登録外業者の取扱いに関する見直し」に関しても改正内容を把握していませんでした。また、令和7年3月26日付、契約課長通知「業者登録を必要としない業者について」も確認不足でした。</p> <p>令和8年1月27日の契約課の研修に参加し、契約事務に関する基幹要綱を再度確認しました。</p> <p>今後、事務処理に関する変更、改正等の通知があった場合は、詳細な内容把握の確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p>

措置通知書

市民生活部 広田地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 実費徴収金（冷暖房使用料）において、佐世保市財務規則第78条第1項の「出納員等が、歳入金を受納したときは、…その日又はその翌日…までに公金銀行等に払い込まなければならない。」、及び同条第2項の「…前項に規定する日までに公金銀行等に払い込むことが困難であるものについては、当該収納金の払い込みの期限を延長することができる。」の規定に基づき、「収納日から14日以内」と延長しているにもかかわらず、払い込みが遅れているものがあった。</p> <p>2. 支出事務</p> <p>① 郵便切手の管理において、佐世保市物品会計規則第27条で、「出納員は、毎月末日に…物品受払簿と現品を照合し、保管状況を確認しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、毎月末日に物品受払簿と現品を照合せず保管状況の確認を行っていなかった。</p>	<p>規則の認識不足及び4月1日の人事異動による職員変更もあったことからセンター長が収納金の払い込み時期を1ヶ月延長されていると錯誤していたため払い込みが遅れたものです。（収納金の種類によって、14日以内と1か月以内の二通りの期日延長が承認されていた）今回の指摘を受け、職員間で規則を再認識し、今後は、収納日から速やか（概ね3日以内）に払い込むよう変更しました。</p> <p>また、次年度からは払込期日を1か月以内と統一します。</p> <p>管理方法について、規則の認識不足により毎月行うべき物品受払簿と現品の照合、保管状況の確認ができていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて様式の見直しを行い、記入誤りがあったものについて訂正を行いました。</p> <p>今後は、毎月末日にセンター長と事務員で物品受払簿と現品の照合を行い保管状況を確認するよう徹底します。</p>

措置通知書

市民生活部 広田地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>3. 財産管理事務</p> <p>① 備品において、佐世保市物品会計規則第26条第1項で「出納員は、所管に属する備品については備品ラベルを貼付してこれを管理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルを貼付していないものがあつた。</p>	<p>備品ラベルの貼付については認識していたが、貼付済みであると誤認していたものです。</p> <p>今回の指摘を受け令和7年10月31日、指摘があつた備品には貼付を完了しました。</p> <p>また、その他の備品については順次確認を行い、ラベルが剥がれそうなものや剥がれ落ちているものについても再度貼付を行いました。</p> <p>今後は物品会計規則の規定通り毎年度末に点検を行い台帳等を整理します。</p>

措置通知書

市民生活部 吉井地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。</p> <p>② 佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>今回指摘のあった3件の業務委託契約について、シルバー人材センターとの契約、また地域住民との契約であるため、「業者」という認識がなく、このため基幹要綱の改正通知にある「登録外業者の取扱いに関しての見直し」に該当すると認識せず、改正内容を把握しておりませんでした。また、令和7年3月26日付、契約課長通知「業者登録を必要としない業者について」も認識がありませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、添付漏れのあった「登録外業者を選定する理由書」(様式2)を作成し、令和7年11月17日、契約締結の書類に添付しました。また、令和8年1月27日の契約課の研修に参加し、基幹要綱を再度確認しました。</p> <p>今後、事務処理に関する変更、改正等の通知があった場合は、詳細な内容把握の確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p> <p>シルバー人材センター委託契約に係る起案文書については、審査対象外指定文書第296号の様式を使用することで総務課への合議は省略されます。今回、契約書において契約金額は総額ではなく、毎月の業務実績による算出及び支払いとなるために1時間当たりの単価を契約金額の欄に記載し内容を一部変更していたものの、確認不足により総務課への合議は省略し総務課長の審査を受けていなかったものです。</p> <p>総務課へ報告を行うように総務課から指示がありましたので、令和8年1月20日付で「業務委託契約伺いにおいて総務課長の審査を受けていなかった件について(報告)」を提出しました。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて審査対象外指定文書を確認後、契約内容の一部修正を行う必要があるため、今後の契約については総務課へ合議し、総務課長の審査を受けます。</p> <p>また、職員間で審査対象外指定文書について再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。</p>

措置通知書

市民生活部 世知原地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 支出事務</p> <p>① 出張命令伺において、センター長（課長補佐職）の出張については佐世保市事務処理規程第8条第1項第1号で課長専決事項と規定されているにもかかわらず、課長の命令を受けていなかった。</p>	<p>事務処理規程の認識不足により、課長の命令を受けていなかったものです。 今回の指摘を受け、改めて出張伺いの事務処理を行い、課長の命令を受けました。 今後は、総務課が作成されている専決区分表を利用、確認し、チェック漏れのないよう徹底します。</p>
<p>2. 契約事務</p> <p>② 佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p>	<p>シルバー人材センター委託契約に係る起案文書については、審査対象外指定文書第296号の様式を使用することで総務課への合議は省略されますが、誤って一部に様式と異なる記載を行い、総務課長の審査を受けていなかったものです。 今回の指摘を受け、改めて審査対象外指定文書を確認したうえで、令和7年11月19日付で総務課長に業務委託契約書において総務課長の審査を受けていなかった件について文書で報告しました。今後の契約については契約する時点で最新の様式を確認し、その様式をそのまま使用したうえで、起案時に様式原本を添付し再確認します。 また、職員間で審査対象外指定文書について再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。</p>

措置通知書

市民生活部 小佐々地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 雑入の調定において、佐世保市事務処理規程第7条第6号で「…税外収入（条例、規則等で確定しているものを除く。）の徴収…に関すること。」は部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>佐世保市コミュニティセンターの実費徴収に関する基準第2項第8号のとおり「各コミュニティセンター長は必要に応じ、実費使用料を定めることができるものとする。」とあるので、合併直後の生涯学習センター（平成18年4月～）のときから、大判プリンター（平成24年1月購入）の利用については実費を徴収していました。同基準の中で「公民館時に定めたものについては、コミュニティセンター後においてもそれを引き継ぐものとする。」とあり、令和3年度のコミュニティセンター移行後も同様の料金をセンター長までの決裁で徴収していました。</p> <p>しかしながら、その当時の料金を定めた方針決裁を確認できないことからすると、佐世保市事務処理規程により、部長等専決事項にあたることとなり、令和8年1月16日に部長決裁を受けました。</p> <p>今後については同基準の規定のとおり、センター長が決定するものであるが、今回の事実の経過に鑑み、部長までの決裁を経て、方針を令和8年1月16日付で決定しました。</p> <p>今後は、佐世保市事務処理規程に基づき、事務処理の適正な執行に努めます。</p>

措置通知書

市民生活部 小佐々地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>2. 契約事務</p> <p>① 佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p> <p>② 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。</p>	<p>シルバー人材センター委託契約に係る起案文書については、審査対象外指定文書第296号の様式を使用することで総務課への合議は省略されますが、誤って指定の様式と異なる記載を行なったにもかかわらず総務課長の審査を受けていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて審査対象外指定文書を確認したうえで令和7年12月9日付けで総務課長に、当該契約について総務課長の審査を受けていなかったことを文書で報告しました。</p> <p>今後については、契約する時点で最新の様式を確認し、その様式をそのまま使用することとします。加えて起案の際に様式の原本を添付し確認することとします。</p> <p>また、職員間で審査対象外指定文書について再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。</p> <p>今回指摘のあった時間外窓口業務委託契約について、基幹要綱の改正について認識がありませんでした。また、令和7年3月26日付、契約課長通知「業者登録を必要としない業者について」も認識がありませんでした。</p> <p>その結果、「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を添付していなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、添付漏れのあった「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、令和7年11月7日に契約締結の書類に添付しました。また、令和8年1月27日の契約課の研修に参加し、基幹要綱を再度確認しました。</p> <p>今後、事務処理に関する変更、改正等の通知があった場合は、確認を十分に行い再発防止に努めます。</p>

措置通知書

市民生活部 江迎地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措置状況
<p>1. 収入事務</p> <p>① 領収書綴において、佐世保市財務規則第77条第1項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していないものがあつた。</p>	<p>規則の認識不足により、未使用分の領収書について、領収書綴受払簿での管理ができていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、令和7年10月29日に領収書綴受払簿に記入しました。</p> <p>今後は、事務処理に関する規則を再認識し、領収書綴受払簿の整理状況を確認するよう徹底します。</p>

措置通知書

市民生活部 江迎地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措 置 状 況
<p>2. 財産管理事務</p> <p>① 佐世保市職員等の駐車場使用において、佐世保市職員等の駐車場使用に関する要綱第4条で「職員駐車場を借り受けようとする者は、職員駐車場借受申請書兼同意書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、同書を提出していなかった。</p> <p>② 佐世保市職員等の駐車場使用において、佐世保市財務規則第138条第1項で「…随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく、…契約書を作成しなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、契約書を作成していなかった。</p>	<p>1日の勤務時間が4時間未満の場合は、駐車場使用料金が徴収対象外だったことで、今回の対象者を対象外だと認識誤りをしており、要綱についても認識不足でした。</p> <p>今回の指摘を受け、当該職員について4月1日に遡り職員駐車場借受申請書兼同意書を提出してもらいました。</p> <p>今後は、佐世保市職員等の駐車場使用に関する事務取扱において要綱、要領等を再確認し、職員駐車場の利用実態の確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p> <p>上記同様に、1日の勤務時間が4時間未満の場合は、駐車場使用料金が徴収対象外だったことで、今回の対象者を対象外だと認識誤りをしており、規則についても認識不足でした。</p> <p>今回の指摘を受け、当該職員について4月1日に遡り契約書を作成し、資産経営課、総務課に確認の上、当該職員と契約を行いました。</p> <p>今後は、佐世保市職員等の駐車場使用に関する事務取扱において、職員駐車場の利用実態の確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p>

措置通知書

市民生活部 鹿町地区コミュニティセンター

報告を受けた事項	措 置 状 況
<p>1. 契約事務</p> <p>① 佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。</p> <p>② 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第7条第4項で「登録外業者を選定の対象とするときは、別紙「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、業者選定伺いに添付しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、様式2を作成せず業者選定伺いに添付していなかった。</p>	<p>シルバー人材センター委託契約に係る起案文書については、審査対象外指定文書第296号の様式を使用することで総務課への合議は省略されますが、令和6年7月1日に様式改定がなされたことにより、起案時の添付文書は新様式を使用していたが、発送処理の際、誤って旧様式の文書にて契約締結したものです。</p> <p>原因として、前年度ファイルをコピーしたものを利用して事前に旧様式で作成していたが、様式が改定されていることを確認したため、新様式で作成し直した際に旧様式を削除しておらず、新旧様式が混在したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、改めて審査対象外指定文書を確認したうえで、今後の契約については契約する時点で最新の様式を確認し、その様式をそのまま使用したうえで、起案時に様式原本を添付し再確認します。</p> <p>また、令和7年11月11日付で総務課への報告と職員間で審査対象外指定文書について再度確認し、今後は適正な事務処理を行うよう周知徹底を行いました。</p> <p>今回指摘のあった図書管理業務委託契約について、基幹要綱の改正自体は認識していたものの、地域住民には該当しないとの誤った認識により、基幹要綱の改正通知にある「登録外業者の取扱いに関する見直し」に該当すると認識せず、改正内容を把握しておりませんでした。また、令和7年3月26日付、契約課長通知「業者登録を必要としない業者について」も確認不足でした。</p> <p>今回の指摘を受け、添付漏れのあった「登録外業者を選定する理由書」（様式2）を作成し、令和7年12月1日付、契約締結の書類に添付しました。</p> <p>また、令和8年1月27日の契約課の研修に参加し、基幹要綱を再度確認しました。</p> <p>今後、事務処理に関する変更、改正等の通知があった場合は、詳細な内容把握の確認を十分に行い、再発防止に努めます。</p>